

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		1		
タンクの設置方法		2 タンク室 ・ 直埋設 ・ 漏れ防止		
タンクの種類 3		鋼製タンク ・ 強化プラスチック製二重殻タンク 鋼製二重殻タンク ・ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク		
タンク の 構造 ・ 設備	形 状	4	常圧・加圧 (5 kPa)	
	寸 法	6	容 量	7
	材 質、板 厚	8		
	外 面 の 保 護	9		
	危険物の漏れ 検知設備又は 漏れ防止構造 の 概 要	10		
	通 気 管 11	種 別	数	内 径 又 は 作 動 圧 mm kPa
	安 全 装 置 12	種 別	数	作 動 圧 kPa
	可燃性蒸気回 収設備13	有 () ・ 無		
	液面表示装置	14	引火防止装置	15 有 ・ 無
タンク室又はタンク室以外の基礎、 固定方法の概要	16			
注 入 口 の 位 置	17	注入口付近の 接 地 電 極	18 有 ・ 無	
ポンプ設備の概要	19			
配 管	20			
電 気 設 備	21			
消 火 設 備	22			
工 事 請 負 者 名 住 所 氏 名	23 電話			

備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「直埋設」とは、地下貯蔵タンク（二重殻タンクを含む。）をタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。

3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

[地下タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領]

- 1 「事業の概要」の欄は、当該地下タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。
- 2 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに○をつけること。
この場合「漏れ防止」とは、タンクをコンクリートで被覆する構造をいう。
- 3 「タンクの種類」の欄は、該当するものに○をつけること。
- 4 「形状」の欄は、次によること。
「横置円筒型」等と記入すること。
(タンク検査済証の形状を記入すること。)
- 5 「常圧・加圧 (kPa) 」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに、○をつけ、加圧の場合はその圧力を記入すること。
- 6 「寸法」の欄は、次によること。
横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長 (円筒部分の長さ)、鏡出及び全長を記入すること。
- 7 「容量」の欄は、当該タンクの最大許可容量を記入すること。
- 8 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。
ただし、材質については、JIS記号でも認められるものであること。
- 9 「外面の保護」の欄は、危険物の規制に関する規則第23条の2に規定されている方法のうち、その施工内容を記入すること。
- 10 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄は、漏れを設備によって検知する場合は、その設備の概要を記入すること。
漏れ防止構造の場合は、その構造の概要を記入すること。
- 11 「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。
- 12 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。
- 13 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に○をつけ、「有」の場合、その設備の概要を記入すること。
(例) 回収ホースによる通気管への結合型返還方式
- 14 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。
- 15 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装がある場合は、有に○をつけること。
- 16 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、その構造の概要を記入する。

(例) 基礎は鉄筋コンクリート造縦〇〇m、横〇〇m、厚さ〇〇m、鋼帯〇〇本で基礎に固定する。

17 「注入口の位置」の欄は、注入口の設置場所を記入すること。

18 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に〇を付けること。

19 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。

20 「配管」の欄は、設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。

なお、この場合において、JIS記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。

21 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。

ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。

22 「消火設備」の欄は、危険物の規制に関する政令別表第5の消火設備の区分のうち、設置したものを記入すること。

(例) 第5種(粉末ABC消火器3.5kg)消火設備2基

23 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入すること。